

所定疾患施設療養費Ⅱ 実績

令和4年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	3	0	2	4	0	3	2	2	1	1	1	0
尿路感染症	2	3	4	2	4	7	5	4	5	7	5	6
带状疱疹	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	2	1	2	0	1	0	1	0	1	2	0	1
合計	7	4	8	6	5	11	8	6	7	10	6	7

(件数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	15	0	8	11	0	19	11	4	7	10	5	0
尿路感染症	10	16	18	11	23	29	24	20	14	41	23	23
带状疱疹	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	9	1	12	0	10	0	5	0	5	14	0	5
合計	34	17	38	22	33	55	40	24	26	65	28	28

(延べ日数)

【所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定要件】

- ①所定疾患施設療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものである。1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- ②所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。イ 肺炎 ロ 尿路感染症 ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る） ニ 蜂窩織炎
- ④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。請求に際して、給付費請求明細書の摘要欄に、診断、行った検査、治療内容等を記入すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- ⑦当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。